〃	第二十三回	三十億円	百一円六十三銭	
〃	〃	四十一億円	百一円六十九銭	
〃	〃	百三十億円	百一円七十二銭	
〃	第二十四回	六億円	百二円九銭	
〃	第二十五回	十億円	百円九十九銭	
〃	第二十六回	二十六億円	百円六十九銭	
〃	第二十七回	六億円	百円十九銭	
〃	第二十九回	三億円	九十八円九十五銭	
〃	第三十三回	五億円	九十八円四十八銭	
〃	〃	十五億円	九十八円五十銭	
〃	〃	五億円	九十八円五十二銭	
〃	第三十五回	十四億円	九十八円四十九銭	
〃	第三十七回	二十億円	百円八銭	
〃	〃	二億円	百円十八銭	
〃	〃	五十六億円	百円二十銭	
〃	〃	二億円	百円二十二銭	
〃	第三十八回	二十五億円	百一円十五銭	
〃	〃	十億円	百一円二十銭	
〃	〃	十億円	百一円二十二銭	
〃	〃	五十億円	百一円二十四銭	
〃	〃	二十億円	百一円二十五銭	
〃	第四十回	十億円	百三円四十五銭	
〃	第四十一回	一億円	百二円九十二銭	
〃	第四十三回	十七億円	百二円三十四銭	
〃	〃	五億円	百二円三十五銭	
〃	第四十五回	二十億円	百二円八十四銭	
〃	第四十七回	十億円	百二円七十五銭	
〃	〃	三億円	百二円七十七銭	
合計	〃	二億円	百二円八十銭	
		一千五百六十五億円		

○財務省告示第二百四十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年六月二十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	二十億円	百一円二十二銭
〃	〃	二十億円	百一円二十五銭
〃	〃	二十億円	百一円二十八銭
〃	〃	二十億円	百一円三十一銭
〃	〃	二十億円	百一円三十四銭
〃	第八回	五十億円	百一円七十四銭
〃	第九回	百億円	百三円二十四銭
〃	〃	百億円	百三円二十九銭
〃	〃	五十億円	百三円三十四銭
〃	第十一回	五億円	百一円五銭
〃	〃	百億円	百三円九十二銭
〃	第十五回	二億円	百四円九十五銭
〃	〃	四億円	百四円九十八銭
合計	〃	四億円	百五円二銭
		五百十五億円	

○財務省告示第二百五十号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第九回	平成二十三年六月二十四日	三百七十万円	三百六十八万六千二百三十六円